

感染症法に基づく医療措置協定に関するよくある御質問（薬局）

No	分類	質問	回答
1	全般	医療措置協定とは何か。	令和6年4月に施行された改正感染症法に基づき、都道府県は、新興感染症の対応を行う医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と協議を行い、その機能・役割に応じた感染症対応に係る協定を締結することとなりました。この協定のことを医療措置協定といいます。
2	全般	医療措置協定は必ず締結しなければならないのか。 締結に関する協議は必ず受けなければならないのか。	改正感染症法では、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされていますので、必ず締結しなければならないものではないと思いますが、県としては、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、できるだけ多くの医療機関の皆様にご協力をお願いしたいと考えております。 感染症法の規定により、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないとされていますので、ご理解とご協力をお願いします。
3	全般	どのような感染症を想定すれば良いのか。	新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）を想定していますが、新興感染症の性状・感染性などを事前に想定することは困難なため、これまでの教訓を生かせる新型コロナウイルス感染症の対応を想定しております。
4	全般	協定締結の期間はいつまでか。	まずは令和9年3月31日まで、その後更新しない旨の申し出がなければ同一条件により3年間更新していきます。
5	手続き	協定書は開設者名ではなく管理者名での締結となるのか。	改正後の感染症法第36条の3第1項の規定により、医療措置協定は開設者ではなく管理者と締結することになります。 （法人代表と締結することはできません） ただし、第一種協定指定医療機関（病床確保）又は第二種協定指定医療機関（発熱外来、自宅療養者等への医療の提供）として指定を受けるにおいては、必ず開設者の同意を得ていただく必要があります。
6	手続き	管理者が替わった場合、協定の再締結は必要か。	管理者が替わった場合でも、権利義務は承継されるため、協定の再締結は不要です。
7	手続き	医療措置協定締結後、平時に、措置協定の内容の変更や解約は可能ですか。	協定締結後も内容の変更や解約は可能です。 協定書について何らかの変更等ありましたら、県までご連絡ください。
8	手続き	薬局の管理者とは誰を指しているのか。	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第7条に定める薬局の管理者を指しています。
9	財政	協定を締結した場合、財政支援はあるか。	協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、県が補助を行うこととしています。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとしています。
10	措置内容	協定締結の対象となるのはどのような場合か。	対象となる場合は以下の場合に限ります。 ①オンライン（電話も含む）服薬指導及び薬剤等の配送 ②訪問しての服薬指導 ③上記①及び②の両方の実施

感染症法に基づく医療措置協定に関するよくある御質問（薬局）

No	分類	質問	回答
11	措置内容	健康観察のみを行う場合は協定締結の対象となるか。	協定締結の要件が医療の提供であるため、「健康観察」のみの場合は協定締結の対象となりません。
12	措置内容	個人防護具の5品目のうち、コロナ対応の実績では使わなかったものがある。その場合、使用しなかったものについては0としてもよいか。	<p>5品目すべてについて2か月分備蓄することを推奨していますが、当該医療機関の新型コロナ対応での平均的な使用量で設定するものであるため、備蓄数量が「0」となることもやむを得ないと考えます。その場合、協定書に記載する備蓄量（〇ヶ月分）については、使用を想定する品目の数量で記載してください。</p> <p>※備蓄量の考え方の例： 訪問しての服薬指導を1日10人対応する場合 →10人×60日=600セット</p>